【公開版】

提出年月日 令和2年7月22日 R8 日本原燃株式会社

M O X 燃料加工施設における 新規制基準に対する適合性

安全審查 整理資料

第31条: 重大事故等への対処に

必要となる水の供給設備

- 1章 基準適合性
- 1. 概要
 - 1. 1 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備
 - 1.1.1 第1貯水槽を水源とした場合に用いる設備
 - 1.1.2 第1貯水槽へ水を補給するための設備
 - 1. 1. 2. 1 第2貯水槽から第1貯水槽へ水を補給するための 設備
 - 1. 1. 2. 2 敷地外水源から第1貯水槽へ水を補給するための 設備
- 2. 設計方針
- 2. 1 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備
 - 2. 1. 1 第1貯水槽を水源とした場合に用いる設備
 - 2.1.2 第1貯水槽へ水を供給するための設備
 - 2. 1. 2. 1 第2貯水槽から第1貯水槽へ水を供給するための 設備
 - 2. 1. 2. 2 敷地外水源から第1貯水槽へ水を供給するための 設備
- 2. 2 多様性,位置的分散
- 2.3 悪影響防止
- 2. 4 個数及び容量等
- 2.5 環境条件等
- 2.6 操作性の確保
- 2. 7 試験・検査

- 3. 主要設備及び仕様
- 第 31. 1表 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備の主要設備の 仕様
- 第 31. 2表 重大事故等への対処に必要となる水の供給に必要なパラメー <u>タ</u>
- 第 31. 1図 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備の系統概要図 (その1) (大気中への放射性物質の拡散抑制<u>への対処</u>及び 第1貯水槽へ水を補給の対処)
- 第 31. 2図 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備の系統概要図 (その2) (航空機衝突による航空機燃料火災への対処)
- 第31.3図 可搬型貯水槽水位計(電波式)に係る電源供給系統図
- 第31. 4図 可搬型貯水槽水位計 (ロープ式) の計測概要図
- 第31. 5図 可搬型貯水槽水位計(電波式)の計測概要図
- 第31.6図 可搬型第1貯水槽給水流量計の計測概要図(流量計)
- 2章 補足説明資料

1章 基準適合性

規則への適合性

「加工施設の位置, 構造及び設備の基準に関する規則」第三十一条では, 以下の要求がされている。

(重大事故等への対処に必要となる水の供給設備)

第三十一条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等への対処に 必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、重大事故等 への対処に必要となる十分な量の水を供給するために必要な設備を設けなけ ればならない。

(解釈)

第31条に規定する「重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を供給するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じた設備をいう。

- 一 想定される重大事故等の収束までの間、十分な量の水を供給できること。
- 二 複数の代替水源(貯水槽、ダム、貯水池又は海等)が確保されていること。
- 三 各水源からの移送ルートが確保されていること。
- 四 代替水源からの移送ホース及びポンプを準備すること。

<適合のための設計方針>

重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を有する水源を確保する ことに加えて、十分な量の水を供給できる重大事故等対処設備を設ける設 計とする。

代替水源は、複数を確保する。

代替水源から水の供給ができる移送ホース及びポンプを配備し、代替水 源からの水の移送ルートを確保する。

1. 概要

1. 1 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備

水供給設備は、重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を有する 水源を確保することに加えて、十分な量の水を供給できる重大事故等対処 設備を設置及び保管する。

重大事故等への対処に必要となる水の供給設備は、「第1貯水槽を水源とした場合に用いる設備」及び「第1貯水槽へ水を補給するための設備」で構成する。

1. 1. 1 第1貯水槽を水源とした場合に用いる設備

大気中への放射性物質の拡散を抑制するための対処に必要となる水源として、水供給設備を設置する。また、水源からの移送ルート及び移送のために用いる設備については、「第30条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備」に記載する。

- (1) 常設重大事故等対処設備
 - a. 水供給設備
 - •第1貯水槽

燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災へ対応するための対処に必要となる水源として、水供給設備を設置する。また、水源からの移送ルート及び移送のために用いる設備については、「第30条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備」に記載する。

- (1) 常設重大事故等対処設備
 - a. 水供給設備
 - •第1貯水槽

【補足説明資料1-2, 1-7】

1. 1. 2 第1貯水槽へ水を補給するための設備

大気中への放射性物質の拡散を抑制するための対処に必要となる水源である第1貯水槽へ水を補給するために、「第2貯水槽から第1貯水槽へ水を補給するための設備」及び「敷地外水源から第1貯水槽へ水を補給するための設備」で構成する。

- 1. 1. 2. 1 第2貯水槽から第1貯水槽へ水を補給するための設備 重大事故等への対処に水を使用する場合,第2貯水槽から第1貯水 槽へ水を補給するために,水供給設備及び補機駆動用燃料補給設備を 設置及び保管する。
 - (1) 常設重大事故等対処設備
 - a. 水供給設備
 - •第1貯水槽
 - •第2貯水槽
 - b. 補機駆動用燃料補給設備
 - •軽油貯槽(第32条電源設備)
 - (2) 可搬型重大事故等対処設備
 - a. 水供給設備
 - ・大型移送ポンプ車
 - ・ 可搬型建屋外ホース
 - ・ホース展張車
 - 運搬車
 - ・可搬型貯水槽水位計(ロープ式)※1
 - 可搬型貯水槽水位計(電波式)
 - •可搬型第1貯水槽給水流量計※1

※1: 充電池及び乾電池を含む。

- b. 補機駆動用燃料補給設備
 - ・軽油用タンクローリ (第32条 電源設備)
- c. 情報把握計装設備
 - ·第1保管庫·貯水所可搬型情報収集装置(第34条 緊急時対策

所)

- ·第2保管庫·貯水所可搬型情報収集装置(第34条 緊急時対策 所)
- •情報把握計装設備可搬型発電機(第34条 緊急時対策所)

【補足説明資料1-2, 1-7】

- 1. 1. 2. 2 敷地外水源から第1貯水槽へ水を補給するための設備 重大事故等への対処に水を使用する場合,敷地外水源から第1貯水 槽へ水を補給するために,水供給設備及び補機駆動用燃料補給設備を 設置及び保管する。
 - (1) 常設重大事故等対処設備
 - a. 水供給設備
 - •第1貯水槽
 - b. 補機駆動用燃料補給設備
 - •軽油貯槽(第32条電源設備)
 - (2) 可搬型重大事故等対処設備
 - a. 水供給設備
 - ・大型移送ポンプ車
 - ・可搬型建屋外ホース
 - ・ホース展張車
 - 運搬車
 - ・可搬型貯水槽水位計(ロープ式)※1
 - 可搬型貯水槽水位計(電波式)
 - •可搬型第1貯水槽給水流量計※1

※1: 充電池及び乾電池を含む。

- b. 補機駆動用燃料補給設備
 - ・軽油用タンクローリ (第32条 電源設備)
- c. 情報把握計装設備
 - •第1保管庫·貯水所可搬型情報収集装置(第34条 緊急時対策 所)
 - ·第2保管庫·貯水所可搬型情報収集装置(第34条 緊急時対策

<u>所)</u>

•情報把握計装設備可搬型発電機(第34条 緊急時対策所)

【補足説明資料1-2, 1-7】

2. 設計方針

2. 1 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備

重大事故等への対処に必要となる代替水源として,第1貯水槽及び第2貯水槽を新たに設置し、敷地外水源(尾駮沼及び二又川)を確保する。

重大事故等への対処に必要となる十分な水を供給するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。

第1貯水槽及び第2貯水槽は、2分割構造の設計とする。

第1貯水槽及び第2貯水槽は、スロッシングの影響を考慮した設計とする。

大型移送ポンプ車は、直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計と する。

なお, 第2貯水槽を水源とした場合でも対処できる設計とする。

2. 1. 1 第1貯水槽を水源とした場合に用いる設備

想定する重大事故等時において、大気中への放射性物質の拡散を抑制 するための設備の水源として、常設重大事故等対処設備の第1貯水槽を 新たに設置する。

想定する重大事故等時において、燃料加工建屋周辺における航空機衝 突による航空機燃料火災へ対応するための設備の水源として、常設重大 事故等対処設備の第1貯水槽を新たに設置する。

第1貯水槽は「第30条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制する ための設備」としても使用する。

第1 貯水槽を水源とした場合に用いる設備の系統概要図を第31.1 図 及び第31.2 図に示す。

主要な設備は以下のとおりとする。

- (1) 常設重大事故等対処設備
 - a. 水供給設備
 - •第1貯水槽

【補足説明資料1-1, 1-2, 1-3, 1-10】

2. 1. 2 第1貯水槽へ水を供給するための設備

2. 1. 2. 1 第2貯水槽から第1貯水槽へ水を供給するための 設備

「第 30 条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備」の対処に必要な水源である常設重大事故等対処設備の第 1 貯水槽へ水を補給するための設備として、常設重大事故等対処設備の第 2 貯水槽を新たに設置し、補給を行うための設備として、可搬型重大事故等対処設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを新たに配備する。

対処に必要な設備を運搬、設置するために、可搬型重大事故等 対処設備のホース展張車及び運搬車を新たに配備する。

対処に必要な燃料を補給するために、常設重大事故等対処設備の軽油貯槽を新たに設置し、可搬型重大事故等対処設備の軽油用タンクローリを新たに配備する。

第1貯水槽への水の補給状態を確認するために,可搬型重大事故等対処設備の可搬型貯水槽水位計(ロープ式),可搬型貯水槽水位計(位計(電波式)及び可搬型第1貯水槽給水流量計を新たに配備する。

第1貯水槽及び第2貯水槽の水位を再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送するため、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置を新たに配備する。

可搬型貯水槽水位計(電波式)に電源を供給するため、可搬型 重大事故等対処設備の情報把握計装設備可搬型発電機を新たに配 備する。 大型移送ポンプ車は、可搬型建屋外ホースと接続し、第2貯水槽の水を第1貯水槽へ補給できる設計とする。

ホース展張車及び運搬車は、可搬型建屋外ホースを運搬、設置 及び敷設できる設計とする。

可搬型第1貯水槽給水流量計は,可搬型建屋外ホース内の流量 を確認できる設計とする。

可搬型貯水槽水位計(ロープ式),可搬型貯水槽水位計(電波式)は第1貯水槽及び第2貯水槽の水位を確認できる設計とする。

第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第2保管庫・貯水 所可搬型情報収集装置は、可搬型貯水槽水位計(電波式)により 計測した情報を収集し、再処理施設の中央制御室及び緊急時対策 所に情報を伝送できる設計とする。

可搬型貯水槽水位計(電波式)の電源は,第1保管庫・貯水所 可搬型情報収集装置又は第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 に接続している情報把握計装設備可搬型発電機により給電可能な 設計とする。

大型移送ポンプ車,ホース展張車,運搬車及び情報把握計装設備可搬型発電機は軽油を燃料として使用する。大型移送ポンプ車,ホース展張車及び運搬車で使用する軽油は,軽油貯槽の近傍で補給できる設計とする。また,大型移送ポンプ車及び情報把握計装設備可搬型発電機は,設置場所での給油を可能とするため,軽油用タンクローリにより移送できる設計とする。

第1貯水槽へ水を補給するための設備の系統概要図を第31.1 図に示す。<u>可搬型貯水槽水位計(電波式)に係る電源供給系統図</u> を第31.3図に示す。重大事故等に対処するために必要なパラメ 一夕に係る計測範囲,重大事故時のプロセスの変動範囲及び重大事故等対処設備の個数を第30.2表に示す。重大事故等に対処するために必要なパラメータを計測する設備の計測概要図を第30.4図から第30.6図に示す。

主要な設備は、以下のとおりとする。

- (1) 常設重大事故等対処設備
 - a. 水供給設備
 - •第1貯水槽
 - •第2貯水槽
 - b. 補機駆動用燃料補給設備
 - 軽油貯槽(第32条 電源設備)
- (2) 可搬型重大事故等対処設備
 - a. 水供給設備
 - ・大型移送ポンプ車
 - ・可搬型建屋外ホース
 - ・ホース展張車
 - 運搬車
 - ・可搬型貯水槽水位計(ロープ式)※1
 - 可搬型貯水槽水位計(電波式)
 - •可搬型第1貯水槽給水流量計※1

※1: 充電池及び乾電池を含む。

- b. 補機駆動用燃料補給設備
 - ・軽油用タンクローリ (第32条 電源設備)
- c. 情報把握計装設備
 - ·第1保管庫·貯水所可搬型情報収集装置(第34条 緊急

時対策所)

- ・第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置(第34条 緊急 時対策所)
- •情報把握計装設備可搬型発電機(第 34 条 緊急時対策 所)

2. 1. 2. 2 敷地外水源から第1貯水槽へ水を供給するための 設備

「第30条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備」の対処に必要な水源である常設重大事故等対処設備の第1 貯水槽へ水を補給するための設備として、可搬型重大事故等対処設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを新たに配備する。

対処に必要な設備を運搬、設置するために、可搬型重大事故等 対処設備のホース展張車及び運搬車を新たに配備する。

対処に必要な燃料を補給するために、常設重大事故等対処設備の軽油貯槽を新たに設置し、可搬型重大事故等対処設備の軽油用タンクローリを新たに配備する。

第1貯水槽への水の補給状態を確認するために,可搬型重大事故等対処設備の可搬型貯水槽水位計(ロープ式),可搬型貯水槽水位計(電波式)及び可搬型第1貯水槽給水流量計を新たに配備する。

第1貯水槽及び第2貯水槽の水位を再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送するため、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置を新たに配備する。

可搬型貯水槽水位計(電波式)に電源を供給するため、可搬型 重大事故等対処設備の情報把握計装設備可搬型発電機を新たに配 備する。

大型移送ポンプ車は、可搬型建屋外ホースと接続し、敷地外水源(尾駮沼及び二又川)の水を第1貯水槽へ補給できる設計とす

る。

ホース展張車及び運搬車は、可搬型建屋外ホースを運搬、設置 及び敷設できる設計とする。

可搬型第1貯水槽給水流量計は,可搬型建屋外ホース内の流量 を確認できる設計とする。

可搬型貯水槽水位計(ロープ式)及び可搬型貯水槽水位計(電 波式)は第1貯水槽の水位を確認できる設計とする。

第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第2保管庫・貯水 所可搬型情報収集装置は、可搬型貯水槽水位計(電波式)により 計測した情報を収集し、再処理施設の中央制御室及び緊急時対策 所に情報を伝送できる設計とする。

可搬型貯水槽水位計(電波式)の電源は、第1保管庫・貯水所 可搬型情報収集装置又は第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 に接続している情報把握計装設備可搬型発電機により給電可能な 設計とする。

大型移送ポンプ車,ホース展張車,運搬車及び情報把握計装設備可搬型発電機は軽油を燃料として使用する。大型移送ポンプ車,ホース展張車及び運搬車で使用する軽油は,軽油貯槽の近傍で補給できる設計とする。また,大型移送ポンプ車及び情報把握計装設備可搬型発電機は,設置場所での給油を可能とするため,軽油用タンクローリにより移送できる設計とする。

第1貯水槽へ水を補給するための設備の系統概要図を第31.1 図に示す。可搬型貯水槽水位計(電波式)に係る電源供給系統図を第31.3図に示す。重大事故等に対処するために必要なパラメータに係る計測範囲、重大事故時のプロセスの変動範囲及び重大 事故等対処設備の個数を第30.2表に示す。重大事故等に対処するために必要なパラメータを計測する設備の計測概要図を第30.4図から第30.6図に示す。

主要な設備は、以下のとおりとする。

- (1) 常設重大事故等対処設備
 - a. 水供給設備
 - •第1貯水槽
 - b. 補機駆動用燃料補給設備
 - ・軽油貯槽(第32条 電源設備)
- (2) 可搬型重大事故等対処設備
 - a. 水供給設備
 - ・大型移送ポンプ車
 - ・ 可搬型建屋外ホース
 - ・ホース展張車
 - 運搬車
 - ・可搬型貯水槽水位計(ロープ式)※1
 - 可搬型貯水槽水位計(電波式)
 - •可搬型第1貯水槽給水流量計※1

※1: 充電池及び乾電池を含む。

- b. 補機駆動用燃料補給設備
 - ・軽油用タンクローリ(第32条 電源設備)
- c. 情報把握計装設備
 - ・第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置(第34条 緊急 時対策所)

- ・第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置(第34条 緊急 時対策所)
- •情報把握計装設備可搬型発電機(第 34 条 緊急時対策 所)

2. 2 多様性,位置的分散

基本方針については,「第27条 重大事故等対処設備」の「2.1 多様性,位置的分散,悪影響防止等(第二十七条第1項第六号,第2項, 第3項第二号,第四号,第六号)」に示す。

(1) 水供給設備

a. 常設重大事故等対処設備

水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は, 互いに位置的分散を 図る設計とする。

b. 可搬型重大事故等対処設備

水供給設備の大型移送ポンプ車, 可搬型建屋外ホース, 可搬型貯水槽水位計(ロープ式), 可搬型超水槽水位計(電波式)及び可搬型第1貯水槽給水流量計は, 故障時バックアップを含めて必要な数量を燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。

2. 3 悪影響防止

基本方針については,「第27条 重大事故等対処設備」の「2.1 多様性,位置的分散,悪影響防止等(第二十七条第1項第六号,第2項, 第3項第二号,第四号,第六号)」に示す。

(1) 水供給設備

a. 常設重大事故等対処設備

水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

b. 可搬型重大事故等対処設備

水供給設備の大型移送ポンプ車は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

2. 4 個数及び容量等

基本方針については、「第27条 重大事故等対処設備」の「2.2 個数及び個数及び容量等(第二十七条第1項第一号)」に示す。

(1) 水供給設備

a. 常設重大事故等対処設備

再処理施設と共用する水供給設備の第1貯水槽は、重大事故等への対処に必要となる水を供給できる容量として約20000m³(第1 貯水槽A約10000m³、第1貯水槽B約10000m³)を有する設計とし、1基を有する設計とする。

再処理施設と共用する水供給設備の第2貯水槽は、大量の水が必要となる重大事故等への対処を継続させるために水供給設備の第1 貯水槽へ水を補給できる容量として約20000m³(第2貯水槽A約10000m³,第2貯水槽B約10000m³)を有する設計とし、1基を有する設計とする。

b. 可搬型重大事故等対処設備

再処理施設と共用する水供給設備の大型移送ポンプ車は、重大事故等への対処に必要となる水を補給するために約1800m³/hの送水流量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として4台、予備として故障時のバックアップを4台の合計8台以上を確保する。

点検保守による待機除外時バックアップについては、同型設備である「第30条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備」の放水設備の大型移送ポンプ車の点検保守による待機除外時バックアップと兼用する。

再処理施設と共用する水供給設備の可搬型建屋外ホースは、重大 事故等への対処に必要となる流路を確保するために必要数を確保す ることに加えて、予備として故障時バックアップを確保する。

再処理施設と共用する可搬型貯水槽水位計(ロープ式)は、水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽の水位を監視するため、重大事故に想定される変動範囲を監視可能な0~10mの計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は必要数として4台、予備として故障時バックアップを4台の合計8台以上を確保する。

再処理施設と共用する可搬型貯水槽水位計(電波式)は、水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽の水位を監視するため、重大事故に想定される変動範囲を監視可能な300~7500mmの計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は必要数として4台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時バックアップを8台の合計12台以上を確保する。

再処理施設と共用する可搬型第1貯水槽流量計は、水供給設備の 大型移送ポンプ車からの吐出流量を監視するため、重大事故に想定 される変動範囲を監視可能とする0~1800m³/hの計測範囲を有 する設計とするとともに、保有数は必要数として10台、予備とし て故障時及び点検保守による待機除外時バックアップを20台の合 計30台以上を確保する。

2.5 環境条件等

基本方針については、「第27条 重大事故等対処設備」の「2.3 環境条件等(第二十七条第1項第二号、第七号、第3項第三号、第四号)」に示す。

(1) 水供給設備

a. 常設重大事故等対処設備

水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、コンクリート構造と することで汽水による腐食を考慮した設計とする。

地震を要因として発生した場合に対処に用いる水供給設備の第1 貯水槽及び第2貯水槽は、「第27条 重大事故等対処設備」の 「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく 設計とすることでその機能を損なわない設計とする。

水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。

b. 可搬型重大事故等対処設備

水供給設備の大型移送ポンプ車は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。また、大型移送ポンプ車は、ストレーナを設置することにより直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。

屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。

屋外に保管する水供給設備の可搬型建屋外ホースは、風(台風) 及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、収 容するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管す る設計とする。

水供給設備の可搬型貯水槽水位計(ロープ式),可搬型貯水槽水位計(電波式)及び可搬型第1貯水槽給水流量計は,外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し,風(台風)等により機能を損なわない設計とする。

地震を要因として発生した場合に対処に用いる水供給設備の大型移送ポンプ,可搬型貯水槽水位計(ロープ式),可搬型貯水槽水位計(ロープ式),可搬型貯水槽水位計(電波式)及び可搬型第1貯水槽給水流量計は,「第27条 重大事故等対処設備」の「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。

水供給設備の大型移送ポンプ車, 可搬型建屋外ホース, 可搬型貯水槽水位計(ロープ式), 可搬型貯水槽水位計(電波式)及び可搬型第1貯水槽給水流量計は, 内部発生飛散物の影響を考慮し, 外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより, 機能を損なわない設計する。

屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプは、積雪及び火山の 影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下 火砕物による積載荷重)に対しては除灰する手順を整備する。

屋外に保管する水供給設備の可搬型建屋外ホースは、コンテナ等 に収納して保管し、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては 除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対し て除灰する手順を整備する。

水供給設備の大型移送ポンプ車は、想定される重大事故等が発生 した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるお それの少ない屋外で操作可能な設計とする。

水供給設備の可搬型貯水槽水位計(ロープ式),可搬型貯水槽水位計(電波式)及び可搬型第1貯水槽給水流量計は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなる恐れの少ない場所を選定することで操作可能な設計とする。

2.6 操作性の確保

基本方針については、「第27条 重大事故等対処設備」の「2.4 操作性及び試験・検査性(第二十七条第1項第三号、第四号、第五号、第 3項第一号、第五号)」に示す。

水供給設備の大型移送ポンプ車<u></u>, 可搬型建屋外ホース<u>及び可搬型第1</u>貯水槽給水流量計は、コネクタ接続に統一することにより、現場での接続が可能な設計とする。

水供給設備の可搬型貯水槽水位計(電波式)は、コネクタ接続又は簡便な接続方式を有する設計とする。

2. 7 試験·検査

基本方針については、「第27条 重大事故等対処設備」の「2.4 操作性及び試験・検査性(第二十七条第1項第三号、第四号、第五号、第 3項第一号、第五号)」に示す。

水供給設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、加工施設の運転中又は停止中に、水位を定期的に確認することができる設計とする。

水供給設備の大型移送ポンプ車は、加工施設の運転中又は停止中に外観 点検、員数確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。

水供給設備の大型移送ポンプ車は、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。

水供給設備の可搬型貯水槽水位計(ロープ式),可搬型貯水槽水位計 (電波式)及び可搬型第1貯水槽給水流量計は,模擬入力による機能,性 能の確認及び校正並びに外観の確認が可能な設計とする。

3. 主要設備及び仕様

重大事故等への対処に必要となる水の供給設備の主要設備の仕様を第 31.1表に示す。

【補足説明資料1-1】

- 第31. 1表 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備の主要設備の 仕様
- 1. 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備
- 1. 1 第1貯水槽を水源とした場合に用いる設備
- (1) 常設重大事故等対処設備
 - a. 水供給設備
 - ・第1貯水槽(再処理施設と共用)

基 数 1基

容 量 約20000m³ (第1貯水槽A 約10000m³,

第1貯水槽B 約10000m³)

- 1. 2 第1貯水槽へ水を補給するための設備
- 1. 2. 1 第2貯水槽から第1貯水槽へ水を補給するための設備
- (1) 常設重大事故等対処設備
 - a. 水供給設備
 - ・第1貯水槽(再処理施設と共用)

基数 1基

容 量 約20000m³ (第1貯水槽A 約10000m³,

第1貯水槽B 約10000m³)

・第2貯水槽(再処理施設と共用)

基 数 1基

容 量 約20000m³ (第2貯水槽A 約10000m³,

第2貯水槽B 約10000m³)

- b. 補機駆動用燃料補給設備(第32条 電源設備)
- (2) 可搬型重大事故等対処設備
 - a. 水供給設備
 - ・大型移送ポンプ車(再処理施設と共用)

台 数 3台(予備として故障時及び待機除外時のバックアップ2台)

容 量 1800m³/h/台

揚 程 約122m (容量約1800m³/hにおいて)

• 可搬型建屋外ホース(再処理施設と共用)

数 量 1式

・ホース展張車(再処理施設と共用)

台 数 <u>13</u>台(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを<u>7</u>台)

・運搬車(再処理施設と共用)

台 数 <u>13</u>台(予備として故障時及び待機除外時のバックア ップを7台)

・可搬型貯水槽水位計(ロープ式)(再処理施設と共用)

基 数 8台(予備として故障時のバックアップ4台)

計測範囲 $0 \sim 10 \mathrm{m}$

計測方式 ロープ式

・可搬型貯水槽水位計(電波式)(再処理施設と共用)

基 数 12 台 (予備として故障時及び待機除外時のバック アップ8台)

計測範囲 300~7500mm

計測方式 電波式

・可搬型第1貯水槽給水流量計(再処理施設と共用)

基 数 30 台(予備として故障時及び待機除外時のバック アップ 20 台)

計測範囲 0~1800m 3/h/台

計測方式 電波式

- b. 補機駆動用燃料補給設備(第32条 電源設備<u>)</u>
- c. 情報把握計装設備(第34条 緊急時対策所)

- 1. 2. 2 敷地外水源から第1貯水槽へ水を補給するための設備
 - (1) 常設重大事故等対処設備
 - a. 水供給設備
 - •第1貯水槽

基数 1基

容 量 約20000m³ (第1貯水槽A 約10000m³,

第1貯水槽B 約10000m³)

- b. 補機駆動用燃料補給設備(第32条 電源設備)
- (2) 可搬型重大事故等対処設備
 - a. 水供給設備
 - ・大型移送ポンプ車(再処理施設と共用)

台 数 9台(予備として故障時及び待機除外時のバックアップ5台)

可搬型建屋外ホース

数 量 1式

・ホース展張車(再処理施設と共用)

台 数 <u>13</u>台(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを7台)

・運搬車(再処理施設と共用)

台 数 <u>13</u>台(予備として故障時及び待機除外時のバックア ップを7台)

・可搬型貯水槽水位計(ロープ式)(再処理施設と共用)

基数 8台(予備として故障時のバックアップ4台)

- ・可搬型貯水槽水位計(電波式)(再処理施設と共用)
 - <u>基</u>数 12 台 (予備として故障時及び待機除外時のバックア ップ8台)
- ・可搬型第1貯水槽給水流量計(再処理施設と共用)

<u>基</u> 数 30 台 (予備として故障時及び待機除外時のバックア ップ 20 台)

- b. 補機駆動用燃料補給設備(第32条 電源設備)_
- c. 情報把握計装設備(第34条 緊急時対策所)

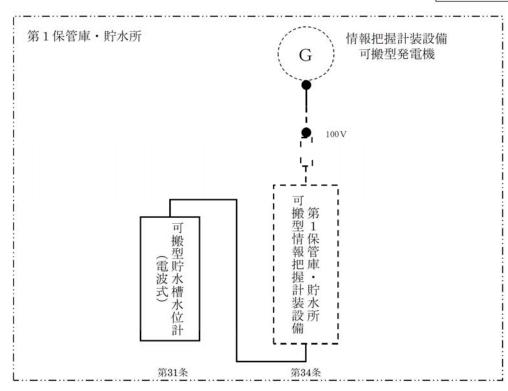
第31. 2表 重大事故等への対処に必要となる水の供給に必要なパラメータ

分類	重要監視パラメータ	計測範囲	重大事故時に おける プロセスの変 動範囲	計測方式	把握能力 (計測範囲の考え方)	可搬型重大事故等対処設備 個数28	常設重大事故等対処設備個数	テスター 個数 ²³	中央監 視室へ の伝送	再処理 施設の 中央制 の 伝送	緊急時 対策所 への伝 送	計装導 圧配管 との接 続	温度計ガイト管との接続	
① 貯水	n 1.4# 1.74**	0~10m	0.0770	ロープ式	貯水槽の水位を監視するため、重大 事故時に想定される変動範囲を監 視可能とする。 「携行型」		_	-	× ^¾	×**	×**	-	_	
① 貯 水 槽 の 水 位	貯水槽水位**	只了小小臂小 小	300~7500mm	0∼6750mm	電波式	貯水槽の水位を監視するため,重大 事故時に想定される変動範囲を監 視可能とする。 [パラメータ伝送型]			ı	×*4	0	0		_
②第1貯水槽給水の	第1 貯水槽給水流量 ²⁵	0∼1800㎡ ³ /h	0∼900m³/h	電磁式	大型移送ポンプ車から吐出流量を 監視するため,重大事故に想定され る変動範囲を監視可能とする。	30	ı	ı	×**	×**	×***	1	-	

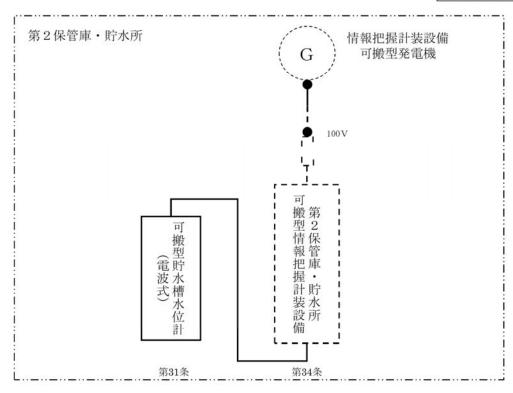
- ※1 故障時バックアップ及び特機除外時バックアップを含む
- ※2 携行型の計器こよる確認のため伝送しない。伝送はパラメータ伝送型の計器こより行う
- ※3 設備の健全性確認時のみに計測するパラメータであり、継続監視しないため伝送しない
- ※4 貯水槽水位の監視は、再処理施設の中央監視室にて継続監視するため、中央監視室への伝送はしない。
- ※5「再処理施設」と共用する設備

第31. 1図 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備の系統概要図(その1) (大気中への放射性物質の拡散抑制への対処及び第1貯水槽へ水を補給の対処)

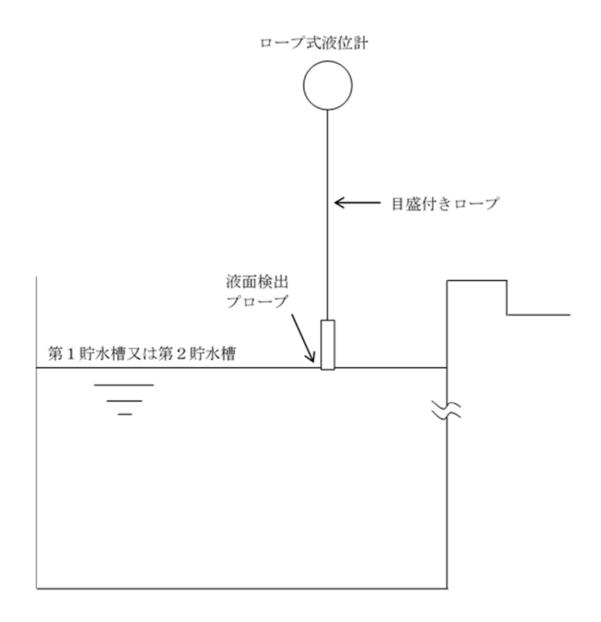
第31. 2図 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備の系統概要図(その2) (航空機衝突による航空機燃料火災への対処)



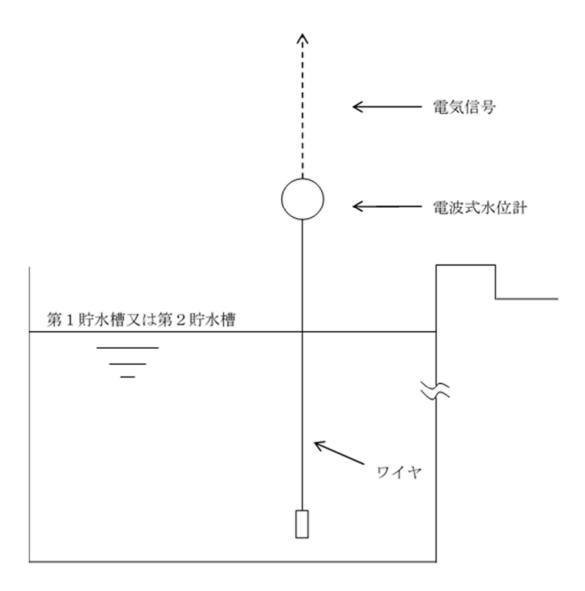
第31. 3図 可搬型貯水槽水位計(電波式)に係る電源供給系統図(1/2)



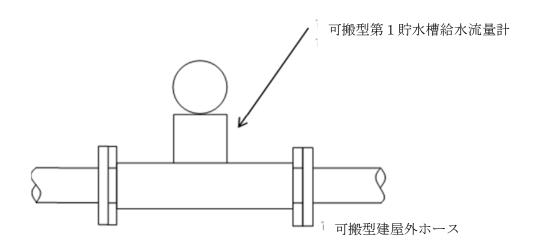
第31. 3図 可搬型貯水槽水位計(電波式)に係る電源供給系統図(2/2)



第31.4図 可搬型貯水槽水位計 (ロープ式) の計測概要図



第31.5図 可搬型貯水槽水位計(電波式)の計測概要図



第31.6図 可搬型第1貯水槽給水流量計の計測概要図(流量計)



MOX燃料加工施設 安全審査 整理資料 補足説明資料リスト 第31条: 重大事故等への対処に必要な水の供給設備

	MOX燃料加工施設 安全審查 整理資料 補足説明資料	備考		
資料No.	名称	提出日	Rev	/m 25
補足説明資料1-1	SA設備基準適合一覧表	<u>7/22</u>	<u>4</u>	計装整理
補足説明資料1-2	配置図	5/11	1	
補足説明資料1-3	系統図	5/11	1	
補足説明資料1-4	試験検査	7/22	<u>3</u>	計装整理
補足説明資料1-5	容量設定根拠	7/22	<u>2</u>	
補足説明資料1-6	接続図	7/22	1	
補足説明資料1-7	保管場所図	7/22	3	計装整理
補足説明資料1-8	アクセスルート図	5/11	1	
補足説明資料1-9	その他	<u>7/22</u>	<u>3</u>	誤記修正
補足説明資料1-10	規則に対する適合性			
補足説明資料1-10	水源の考え方	5/11	1	
補足説明資料1-11	重大事故等対処に用いる計測機器系の測定原理	7/22	<u>0</u>	新規作成

補足説明資料 1-1 (30条)

SA設備基準適合性 一覧表

				31条 水供給 a. 常設重大事故等対処設備	31条 水供給 a.常設重大事故等対処設備	31条 水供給 b. 可搬型重大事故等対処設備	31条 水供給 b. 可搬型重大事故等対処設備	31条 水供給 b. 可搬型重大事故等对処設備
			27条適合性	(a)水供給設備 第1貯水槽	(a)水供給設備 第2貯水槽	(a)水供給設備 大型移送ポンプ車	(a)水供給設備 可搬型建屋外ホース[流路]	(a)水供給設備 ホース展張車
		個数		1基	1基	必要数1台(合計3台)	必要数 一式	必要数 6台(合計13台)
	第1号			3 (44	3 (4)		BETTER 200	
		容量	1	約10000×2m ³ /基 重大事故等時の環境条件を考慮し	約10000×2m ³ /基 重大事故等時の環境条件を考慮し	約1800m ³ /h/台 重大事故等時の環境条件を考慮し	呼び径 300 重大事故等時の環境条件を考慮し	重大事故等時の環境条件を考慮し
			重大事故当時の環境条件(温度、圧力、湿度、放射線)	た設計とする。	た設計とする。	た設計とする。	た設計とする。	た設計とする。
		環境条件	自然現象	地震に対しては「地震を要因とす る重大事故等に対する施設の耐震 設計」に基づく設計とする施設の耐震 設計」に基づく設計とする。 自然現象を考慮して機能を喪失し ない設計とする。 又は手順により 対応する。	地解に対しては「地震を要因とする る重よ事故がに対する施設の耐震 設計」に基づく設計とする施設の耐震 設計」に基づく設計とする施設の耐震 とい設計とする。又は手順により 対応する。	地震に対しては「地震を要因とす る電大事故等に対する施設の耐震 設計」に基づく設計とする施設の耐震 設計」に基づく設計とする。 自然現象を考慮して機能を喪失し ない設計とする。又は手順により 対応する。	地解に対しては「地震を要因とする る重よ事格がに対する旅館の耐震 設計」に基づく設計とする。 自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。 又は手順により 対応する。	地震に対しては「地震を要因とする る重大事故等に対する施設の耐震 設計」に基づく設計とする。 自然現象を考慮して機能を喪失し ない設計とする。又は手順により 対応する。
	第2号	における	人為事象	対象からの距離を確保又は影響を 受けない設計とする。	対象からの距離を確保又は影響を 受けない設計とする。	対象からの距離を確保又は影響を 受けない設計とする。	対象からの距離を確保又は影響を 受けない設計とする。	対象からの距離を確保又は影響を 受けない設計とする。
第		健全性	周辺機器からの悪影響	内部発生機散物から防護する設計 とする。 火災に対しては第23条に基づく設 計又は「内部火災に対する防護方 針」に基づく設計とする。	内部発生飛散物から防護する設計とする。 大災に対しては第23条に基づく設 計又は「内部火災に対する防護方 針」に基づく設計とする。	磁水量を考慮した位置への設置、 保管、被水対策を行う設計とする。 る。 湿水に対しては手順(加工工程を 停止する)により対応する。 火災に対しては第23条に基づく設 計又は「内部火災に対する防護方 針」に基づく設計とする。	滋水量を考慮した位置への設置、 保管、被水対策を行う設計とす る。 溢水に対しては手順(加工工程を 停止する)により対応する。 火災に対しては第23条に基づく設 計又は「内部火災に対する防護方 針」に基づく設計とする。	磁水量を考慮した位置への設置、 保管、被水対策を行う設計とす る。 磁水に対しては手順(加工工程を 停止する)により対応する。 大災に対しては邪辺条に基づく設 計又は「内部火災に対する防護方 針」に基づく設計とする。
1項 (共通)	第3号	操作性	操作環境	地膜に対しては「地膜を要因とす る重大事故等に対する施設の耐膜 設計」に基づく設計、設置場所で を場所と表すると、 その他自然現象を考慮した地型内 に設置する設計、自然現象を考慮 して機能を使えしない設計とす る。又は手順により対応する。	地震に対しては「地震を要因とする る重大事故等に対する施設の耐震 設計」に基づく設計、設置場所で の転倒防止等の材置を譲行。 その他自然現象を考慮した理歴内 に機能を喪失しない設計とする る、又は手順により対応する。	地膜に対しては「地膜を要因とする重大事故等に対する施設の耐膜 設計」に基づく設計、設置場所で の転倒防止等の措置を譲ずる。 自然現象を考慮して機能を喪失し ない設計とする。 又は手順により 対応する。	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する地震の耐震 設計」に基づく設計、設置場所で の転倒防止等の措置を譲ずる。 自然現象を考慮して機能を喪失し ない設計とする。又は手順により 対応する。	地際に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する起数の耐震 設計」に基づく設計、設置場所で の転倒防止等の措置を譲ず。 自然現象を考慮して機能を喪失し ない設計とする。又は手順により 対応する。
			操作内容	操作不要	操作不要	起動及び停止操作	弁操作	起動及び停止操作
	第4号	試験·	検査	健全性及び能力を確認するために 検査又は試験ができる設計とす る。	健全性及び能力を確認するために 検査又は試験ができる設計とす る。	健全性及び能力を確認するために 検査又は試験ができる設計とす る。	健全性及び能力を確認するために 検査又は試験ができる設計とす る。	健全性及び能力を確認するために 検査又は試験ができる設計とす る。
	第5号	切り替	え性 (本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故等への対処専用のため切替えは考慮しない。	重大事故等への対処専用のため切替えは考慮しない。	重大事故等への対処専用のため切替えは考慮しない。	重大事故等への対処専用のため切替えは考慮しない。	重大事故等への対処専用のため切替えは考慮しない。
		悪	系統設計	他の設備から独立して使用可能な 設計とすることで悪影響を与えな い設計とする。	他の設備から独立して使用可能な 設計とすることで悪影響を与えな い設計とする。	他の設備から独立して使用可能な 設計とすることで悪影響を与えな い設計とする。	他の設備から独立して使用可能な 設計とすることで悪影響を与えな い設計とする。	他の設備から独立して使用可能な 設計とすることで悪影響を与えな い設計とする。
	第6号	影響	その他(飛散物)	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震 設計」に基づく設計とする をと、国、台風、台心、に対して は建屋内に設置に設置する。	地震に対しては「地震を要因とす る重大事故等に対する施設の耐震 設計」に基づく設計とする 電巻(風(台風)含む)に対して は境屋内に設置に設置する。	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震 設計」に基づく設計とする。 竜巻(風(台風)含む)に対して は建陸内に設置、保管。屋外は固 線を行う。	地震に対しては「地震を要因とす る重大事故等に対する施設の耐震 設計」に基づく設計とする。 竜巻(風(台風)含む)に対して は建屋内に設置、保管。屋外は固 縛を行う。	地震に対しては「地震を要因とす る重大事故等に対する施設の耐震 設計」に基づく設計とする。 竜巻(風(台風)含む)に対して は建屋内に設置、保管。屋外は固 線を行う。
	第7号	設置場	所(放射線影響の防止)	線源からの離隔距離を確保した場 所に設置する。	線源からの離隔距離を確保した場 所に設置する。	線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	線源からの離隔距離を確保した場 所に設置する。	線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
			自然现象	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震 設計」に基づく設計とする。	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震 設計」に基づく設計とする。			
	第 2 項	共通要		第27条第1項第2号の環境条件で整	第27条第1項第2号の環境条件で整			
	常設	故障	人為事象	理する。 内部発生飛散物に対しては第27条	理する。			
	Ü	防止	周辺機器からの悪影響	第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 溢水源 (漏えい源) とならないよう第25条に基づく設計とする。	第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 溢水源(漏えい源)とならないよう第25条に基づく設計とする。			
	第1号	営設レ	の接続性			常設設備との接続はないため考慮しない。	常設設備との接続はないため考慮しない。	常設設備との接続はないため考慮しない。
	第2号	異なる	複数の接続口の確保			常設設備との接続はないため考慮しない。	常設設備との接続はないため考慮しない。	常設設備との接続はないため考慮 しない。
	第3号		理施設の外から水等を供給するもの) 所(放射線影響の防止)			線膜からの離隔距離を確保した場 所に設置する。	線源からの離隔距離を確保した場 所に設置する。	線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。
						屋外は重大事故等が発生する建屋 及び設計基準事故に対処するため の設備から100m以上の離隔距離を	屋外は重大事故等が発生する建屋 及び設計基準事故に対処するため の設備から100m以上の離隔距離を	屋外は重大事故等が発生する建居 及び設計基準事故に対処するため の設備から100m以上の離隔距離を
	第4号	保管場	所			確保した外部保管エリアに保管する。	確保した外部保管エリアに保管する。	確保した外部保管エリアに保管する。
第3項(可	第5号	アクセ	スルート			影響を受けない場所に確保する。 ホイールローダによる障害物の除 去等により確保する。	影響を受けない場所に確保する。 ホイールローダによる障害物の除 去等により確保する。	影響を受けない場所に確保する。 ホイールローダによる障害物の能 去等により確保する。
搬型)			自然現象			地族に対しては「地族を要因とす る重大事故等に対する施設の耐接 設計」に基づく設計とする。 多様性、促鹿的分散を図る設計基 準設備等がない。	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震 設計」に基づく設計とする。 多様性、促産的分散を図る設計基 準設備等がない。	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐景 お重大事故等に対する施設の耐景 設計」に基づく設計とする。 多様性、位置的分散を図る設計基 準設備等がない。
	第6号	共通要因故障防	人為事象			多様性、位置的分散を図る設計基 準設備等がない	多様性、位置的分散を図る設計基準設備等がない	多様性、位置的分散を図る設計 が 準設備等がない
		止	周辺機器からの悪影響			液水 (被液) 防護、溢水高さを考慮して保管する。 水災に対しては「内部火災に対する防護力針」に基づく火災防護を 行う。 安様性、位置的分散を図る設計基準設備等がない。	被木(被液)防護、溢水高さを考慮して保管する。 火災に対しては「内部火災に対する防護力勢」に基づく火災防護を行う。 多様性、位置的分散を図る設計基準設備等がない。	被水 (被液) 防護、溢水高さを3 慮して保管する。 火災に対しては「内部火災に対す る防護力針」に基づく火災防護を 行う。 多様性、位置的分散を図る設計者 準設備等がない。
				/				

			27条適合性		31条 水供給 b.可樂短重大事故等対処設備 (a)水供給設備 運搬車	31条 水供給 b. 可赖型面大事故等対処設備 (a)水供給設備 可衡型許水構水位計(ロープ式)	31条 水供給 b. 可樂型重大事故等対效設備 (a)水供給設備 可機型幹水構水位計(靈波式)	31条 水供給 b.可樂型電大事故等対処設備 (a)水供給設備 可樂型第1 貯水構給水流量計
	第1号	個数		必要数 6台(合計13台)	必要数4台(合計8台)	必要数4台(合計12台)	必要数10台(合計30台)	
		容量		-	0~10m	300~7500mm	0~1800m3/h	
			重大事故当時の環境条件(温度、圧力、湿度、が	重大事故等時の環境条件を考慮し (た設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮し た設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮し た設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮し た設計とする。	
			対線	地震に対しては「地震を要因とす る重大事故等に対する施設の耐震 設計・に基づ、設計とする 自然現象を考慮して機能を喪失し ない現象と考慮して機能を喪失し 対応する。又は手順により 対応する。	・地震に対しては「地震を要因と する事大事故等に対する施設の避 課設計による「無力く設計とする。 その他の自然現象を考慮し外部 からの創業による積像を助止でき る地限内に保管し、機能を喪失し ない設計とする。	・地震に対しては「地震を要因と する事大事体等に対する施設の耐 験設計・に基づく設計とする。 その他の自然現象を考慮し外部 からの御撃にとる損傷を効比でき る地駅内に保管し、機能を喪失し ない設計とする。	・地震に対しては「地震を要因と する事大事故等に対する施設の設 課金計・に基づく認計とする。 ・その他の自然現象を考慮し外恋 からの需要による損傷を防止でき る地限内に保管し、機能を喪失し ない設計とおり	
	第2号	*件における	人為事象	対象からの距離を確保又は影響を 受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響 を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響 を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響 を受けない設計とする。	
第		健全性	周辺機器からの悪影響	溢水量を考慮した位置への設置、 保管、被水対策を行う設計とす る。 溢水に対しては手順(加工工程を 停止する)により対応する。 火災に対しては第2条に基づく設 計又は「内部火災に対する防護方 針」に基づく設計とする。	・内部等生現散物から防護する設 計上する。 ・混水を考慮し、影響を受けない 高さへの保管、被水防護する設計 上する。	・内部発生飛散物から防護する設 計とする。 ・混水を著慮し、影響を受けない 高さへの保管、被水防護する設計 上する。	・内部等生操散物から防護する設 計とする。 ・混水を考慮し、影響を受けない 高さへの保管、被水防護する設計 上する。	
1項 (共通)	第3号	操作性	操作環境	地震に対しては「地震を要因とす る重大事故等に対する施設の耐震 設計」に基づく設計、設置場所で の転倒防止等の措置を譲ずる。 自然現象を考慮して機能を喪失し ない設計とする。又は手順により 対応する。	・地震に対しては「地震を要因と する重大事故等に対する施設の耐 需数計しに基づく設計、設置場合 での転倒的に等の措置を選する。 ・その他の自然現象を苦慮し外部 からの御撃による損傷を防止する 透電内に保管し、機能を挟失し ない設計とする。	・地際に対しては「地震を要因と する重大事故等に対する施設の耐 震設計して基づく設計・設置場合 での転倒的に等の措置を選する。 その他の自然現象を考慮し外部 からの衝撃による損傷を防止で 気を振力に保管し、機能を換失し だい設計とする。	・地震に対しては「地震を要因と する重大事故等に対する施設の耐 震設計して基づく設計、設置場所 での転倒的に等の措置を選出る。 ・その他の自然現象を考慮し外部 からの衝撃による損傷を防止でき る重量内に保管し、機能を喪失し ない設計とする。	
			操作内容	起動及び停止操作	操作不要	・情報把握計装設備又はその他の 重大事故等対処設備との接続は、 ネジ接続、コネクタ接続又はより 簡便な接続方式を用いる設計とす	操作不要	
	第4号	試験・相	食 查	健全性及び能力を確認するために 検査又は試験ができる設計とす る。	加工施設の運転中又は停止中に、 理解入力による機能、性能の確認 及び校正並びに外観の確認が可能 な設計とする。また必要により、 保守、修理が可能な設計とする。	加工施設の運転中又は停止中に、 煙縣入力による機能、性能の確認 及び校正並びに外観の確認が可能 な設計とする。また必要により、 保守、修理が可能な設計とする。	加工施設の運転中又は停止中に、 理解入力による機能、性能の確認 及び校正並びに外観の確認が可能 な設計とする。また必要により、 保守、修理が可能な設計とする。	
	第5号	切り替え	文性 (本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故等への対処専用のため切替えは考慮しない。	第27条第1項第2号の環境条件を考 慮して切替え可能な設計とする。	第27条第1項第2号の環境条件を考 慮して切替え可能な設計とする。	第27条第1項第2号の環境条件を考 厳して切替え可能な設計とする。	
		悪	系統設計	他の設備から独立して使用可能な 設計とすることで悪影響を与えな い設計とする。	・通常時は分離されており悪影響 を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響 を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響 を与えることはない。	
第 2	第6号	影響	その他(飛散物)	地震に対しては「地震を要因とす る重大事故等に対する施設の耐震 設計」に基づく設計とする。 竜巻(風(台風)含む)に対して は建屋内に設置、保管。屋外は固 縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因と する重大事故等に対する施設の耐 震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対し では建屋内に設置、保管。	- 地震に対しては「地震を要因と する 重大事 故等に対する 施設の 耐 嚢設計」に基づく設計とする。 ・ 竜巻(風(台風)合む)に対し では建屋内に設置、保管。	・地震に対しては「地震を要因と する重大事故等に対する施設の耐 施設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対し では建屋内に設置、保管。	
7条	第7号	設置場所	所 (放射線影響の防止)	線源からの離隔距離を確保した場 所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した 場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	
			自然現象					
	第2項(常設	共通要因故障防	人為事象					
	Ü	止	周辺機器からの悪影響					
	第1号	常設との	D接続性	常設設備との接続はないため考慮しない。	対象外	対象外	対象外	
	第2号		複数の接続口の確保 電施設の外から水等を供給するもの)	常設設備との接続はないため考慮 しない。	対象外	対象外	対象外	
	第3号	設置場所	所 (放射線影響の防止)	線源からの離隔距離を確保した場 所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・総額からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	
	第4号 第3 項 第5号 アク・ 同t		Я	屋外は重大事故等が発生する遠屋 及び設計基準事故に対処するため の設備から100m以上の離隔距離を 確保した外部保管エリアに保管す る。	・第27条第1項第2の環境条件を考 歳した建設内の常設と異なる保管 場所に保管する。 ・原外に設計基準の施設の計測制 確設備が設置される建度から100m 以上の関係関係を確保した複数の 外部保管エリアに保管する。	・第27条第1項第2の環境条件を考 度した建設内の常設と異なる保管 場所に保管する。 ・ 取外に設計を重の施設の計測制 創設値が設置される建度から100m 対上の機能研算を確保した複数の 外部保管エリアに保管する。	・第27条第1項第2の環境条件を考 建した建設内の常設と異なる保管 場所に保管する。 ・原外は207よ種の施設の計測制 建設値が設置される建設から100m 対よの関係関係を確保した複数の 外部保管エリアに保管する。	
3項(可			x.v h	影響を受けない場所に確保する。 ホイールローダによる障害物の除 去等により確保する。	・第27条第1項第2号を考慮した建 屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保す る。ホイールローダによる障害物 の除去等により確保する。	 第27条第1項第2号を考慮した建 屋内に確保する。 影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。 	・第27条第1項第2号を考慮した建 屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保す る。ホイールローダによる障害物 の除去等により確保する。	
搬型)		#	自然現象	地震に対しては「地震を要因とす る重大事故等に対する施設の耐震 設計」に基づ、設計とする。 多様性、位置的分散を図る設計基 準設備等がない。	・地震に対しては「地震を要因と する重大事故等に対する施設の耐 確認計に「基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては等 フ条第1項第5やの環境条件に基づ 表設計するとともに設計基準の計 動物資度値と多様性、位置的分散 を図る。	・地震に対しては「地震を要因と する重大事故等に対する施設の耐 難診計に「基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第 7年第1項第5少の環境条化に基づ を設計するとともに設計基準の計 制制御設備と多様性、位置的分散 を図る。	- 地震に対しては「地震を要因と する重大事故等に対する施設の耐 確認計に「基づく設計とする。 - その他の自然現象に対しては第 文字新リ電影をいま類をいまっ を設計するとともに設計基準の計 動制御設備と多様性、仏質的分散 を図る。	
	第6号	通要因故障	人為事象	多様性、位置的分散を図る設計基準設備等がない	・第27条第1項第2号の環境条件に 基づき設計するとともに設計基準 の計測制御設備と多様性、位置的 分散を図る。	・第27条第1項第2号の環境条件に 基づき設計するとともに設計基準 の計測制御設備と多様性、位置的 分散を図る。	・第27条第1項第2号の環境条件に 基づき設計するとともに設計基準 の計測制御設備と多様性、位置的 分散を図る。	
		防止	周辺機器からの悪影響	被水 (被液) 防護、溢水高さを考慮して保管する。 をして保管する。 大災に対しては「内部火災に対す の防臓が計・に基づく火災防護を 行う。 会保性、位置的分散を図る設計基準設備等がない。	・内部発生機散動に対して第27条 第1項第2号の環境条件に基づき設 計するとともに設計基準の計劃制 開設機士を発性、位置的分散を図 る。 ・造水を考慮し、影響を受けない 高さへの保管、被太防護する設計 とする。	・ 内部発生機数制に対して第27条 第1項第2号の環境条件に基づき設 計するとともに設計基準の計劃制 制設に備と参拝性、位置的分散を図 る。 ・流水を考慮し、影響を受けない 高さへの保管、被木防護する設計 とする。	・ 内部発生機散動に対して第27条 第1項第2号の環境条件に基づき設 計するとともに設計基準の計劃制 開設機士を発性、位置的分散を図 る。 ・ 流水を考慮し、影響を受けない 高さへの保管、被水防護する設計 とする。	

補足説明資料 1-4 (31条)

1. 常設重大事故等対処設備

(1) 第1貯水槽の試験検査

第1貯水槽

加工施設 の状態	項目	内容
運転中又は停止中	パラメータ確認	パラメータ(水位)を確認する。

(2) 第2貯水槽の試験検査

•第2貯水槽

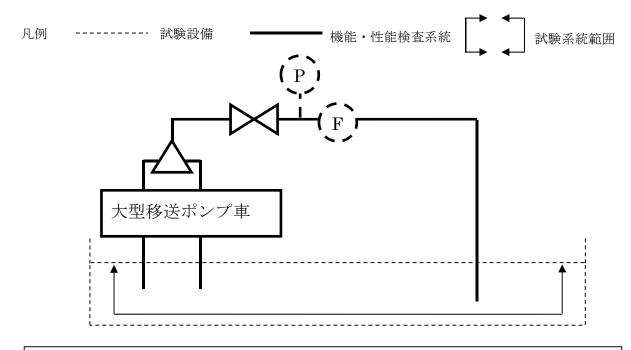
加工施設の 状態	項目	内容
運転中又は 停止中	パラメータ確認	パラメータ(水位)を確認する。

2. 可搬型重大事故等对処設備

(1) 大型移送ポンプ車の試験検査

・大型移送ポンプ車

加工施設の 状態	項目	内容
	分解点検 外観点検	分解して状態確認後,消耗品を交換する。組み立て後,異常なく動作することを確認する。 外観上,異常が無いことを確認する。
運転中又は 停止中	車両検査	車両について, 走行できることを 確認する。
	機能•性能試験	大型移送ポンプ車の試験系統を構成するポンプ及びホースに漏えいがないことを確認する。 ポンプ運転性能を送水流量及び圧力により確認する。



図は第1貯水槽を使用した大型移送ポンプ車の機能・性能検査系統を示す。

機能・性能検査は、大型移送ポンプ車を第1貯水槽の近傍に設置し、ホース等により仮設の試験 設備を構成し、第1貯水槽を水源とした循環運転によりポンプの運転性能、系統の漏えい確認を 実施する。

仮設の試験設備であるため, 第1 貯水槽以外の水源でも試験可能である。

図1 大型移送ポンプ車(泡混合器搭載)の試験系統図

(2) 可搬型建屋外ホースの試験検査

・可搬型建屋外ホース(建屋外ホース,接続金具)

加工施設の 状態	項目	内容
運転中又は停 止中	外観点検	外観上,異常が無いことを確認する。

(3) ホース展張車の試験検査

・ホース展張車

加工施設の 状態	項目	内容
運転中又は 停止中	分解点検外観点検	分解して状態確認後,消耗品を交換する。組み立て後,異常なく動作することを確認する。 外観上,異常が無いことを確認する。
	車両検査	車両について, 走行できることを 確認する。
	機能・性能試験	艤装部が適切に動作することを確 認する。

(4) 運搬車の試験検査

• 運搬車

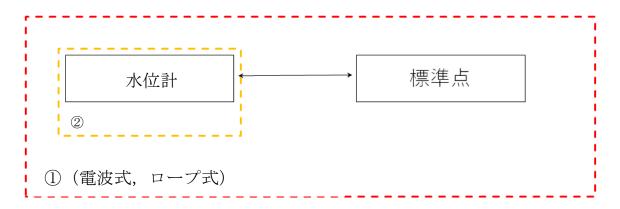
加工施設の 状態	項目	内容
運転中又は 停止中	分解点検外観点検	分解して状態確認後,消耗品を交換する。組み立て後,異常なく動作することを確認する。 外観上,異常が無いことを確認する。
	車両検査	車両について,走行できることを 確認する。
	機能・性能試験	艤装部が適切に動作することを確 認する。

(5) 可搬型貯水槽水位計 (ロープ式) 及び可搬型貯水槽水位計 (電波 式) の試験検査について

可搬型貯水槽水位計(ロープ式)及び可搬型貯水槽水位計(電波式)は、健全性及び能力を確認するため、定期的に保守点検、試験 又は検査(校正)を模擬入力による機能・性能の確認及び校正をする。

可搬型貯水槽水位計(ロープ式)及び可搬型貯水槽水位計(電波 式)の具体的な機能・性能の確認及び校正方法は第2図のとおりで ある。

※<u>計器類は、校正の他に校正された計器を定期的に交換する場合もある。</u>
<u>る。</u>



- ① 標準点の実測により、計器の単体試験及び校正を実施(試験・校正)
- ② 対象計器の外観検査を実施(検査)

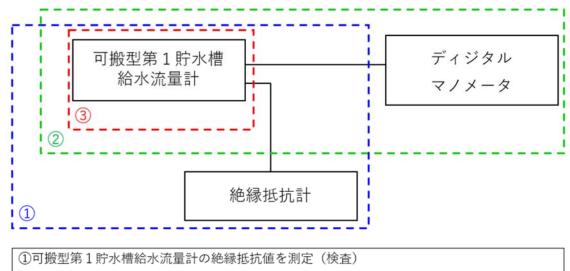
図2 水位計の試験検査

(6) 可搬型送水流量計の試験検査について

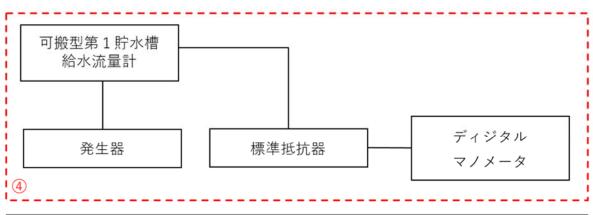
可搬型送水流量計は、健全性及び能力を確認するため、定期的に 保守点検、試験又は検査(校正)を模擬入力による機能・性能の確 認及び校正をする。

可搬型送水流量計の具体的な機能・性能の確認及び校正方法は図 3のとおりである。

※<u>計器類は、校正の他に校正された計器を定期的に交換する場合もあ</u>る。



- ②可搬型第1貯水槽給水流量計の抵抗値を測定(検査)
- ③可搬型第1貯水槽給水流量計の外観点検を実施(検査)



④発生器により可搬型第1貯水槽給水流量計に模擬入力を与え,可搬型第1貯水槽給水流量計の単体試験及び校正を実施(検査・校正)

図3 流量計の試験検査

補足説明資料 1-5 (31条)

名	称	第1貯水槽
容量	m³	第1貯水槽A 約1800以上
		第1貯水槽B 約1800以上(注1)
		(約 10000×2(注 2))
機器仕様に	関する注記	注1:要求値を示す。 注2:公称値を示す。

【設定根拠】

第1貯水槽は、重大事故等時に以下の機能を有する。

第1貯水槽は、大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備及び燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災へ対応するための設備の水源として設置する。

第1貯水槽は、2槽に分割された構造とする。

再処理施設の重大事故等対処には、第1貯水槽の片側を使用し、その他の対処では、再処理施設の重大事故等対処で使用していない第1貯水槽の片側を使用する。

第1貯水槽の水が可能な限り減少することが無いようにするため、第2貯水槽から第1貯水槽へ水の補給ができる設計とする。

第1貯水槽の水が可能な限り減少することが無いようにするため、敷地外水源(尾駮沼及び二又川)から第1貯水槽へ水の補給ができる設計とする。

1. 容量

大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備への水の供給では、必要となる水の量が<u>多い</u>が、第2貯水槽または敷地外水源から第1貯水槽<u>の片</u>側への水の補給を行うため、第1貯水槽<u>の片側</u>を水源とした対処が可能である。

燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災への対処で は、泡消火を約900 m^3/h 、約2hで実施するため必要となる水の量は、 約900m³/h×約2h=約1800m³ となり第1貯水槽を水源とした対処が可能である。 公称値については、要求される容量を満足するものとして第1貯水槽Aで 約10000m³, 第1貯水槽Bで約10000m³とする。

名	称	大型移送ポンプ車	
容量	m³/h	約 1800 以上 (注 1)	
		(約 1800 (注 2))	
最高使用圧力	MPa	1. 2	
機器仕様に	- 関する注記	注1:要求値を示す。	
		注2:公称値を示す。	

【設定根拠】

大型移送ポンプ車は、想定する重大事故等時に以下の機能を有する。

大型移送ポンプ車は、想定する重大事故等時において、第2貯水槽及び敷地 外水源(尾駮沼又は二又川)の水を第1貯水槽へ補給できる設計とする。

1. 容量等

第1貯水槽へ水を補給する場合の大型移送ポンプ車の容量は、大気中への放射性物質の拡散を抑制するための対処で必要となる大型移送ポンプ車1台あたり約1800m³/hと想定する。

第2貯水槽及び敷地外水源から第1貯水槽への水の補給の要求値は約 $1800 \,\mathrm{m}^3/\mathrm{h}\,\mathrm{以}$ 上とする。公称値については,要求される最大容量を満足するものを約 $1800 \,\mathrm{m}^3/\mathrm{h}\,\mathrm{と}$ する。

2. 最大使用圧力

大型移送ポンプ車の最大使用圧力は,メーカー設定値の1.2MPaとする。

3. 大型移送ポンプ車の性能曲線

大型移送ポンプ車の性能曲線を以下に示す。

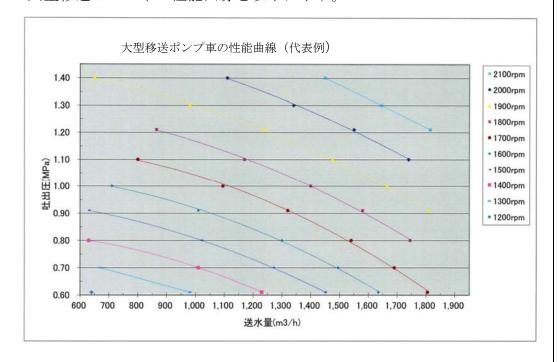


図1大型移送ポンプ車の性能曲線(代表例)

表 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に必要なパラメータの計測範囲

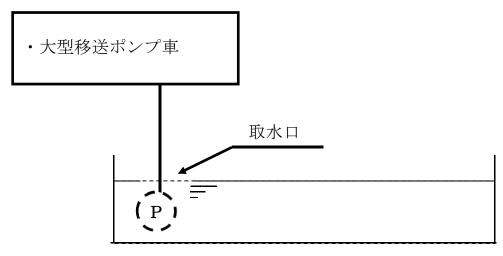
<u>分類</u>	重要監視パラメータ	計測範囲	重大事故時における プロセスの変動範囲	重大事故 等対処設 備の分類	計測範囲の設定に関する考え方
①貯水槽の水位	<u>貯水槽水位^{※1}</u>	<u>0~10m</u>		可搬型	<u>貯水槽の水位を監視するため</u> ,重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。 <u>〔携行型〕</u>
		$300\sim7500\mathrm{m}\mathrm{m}$	<u>0∼6750mm</u>	<u>可搬型</u>	貯水槽の水位を監視するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能とする。 「パラメータ伝送型」
水の流量 水の流量	第1貯水槽給水流量※1	<u>0∼1800m³/h</u>	<u>0∼900m³/h</u>	可搬型	大型移送ポンプ車から吐出流量を監視するため,重大事故に想定される変動範囲を監視可能とする。

※1「再処理施設」と共用する設備

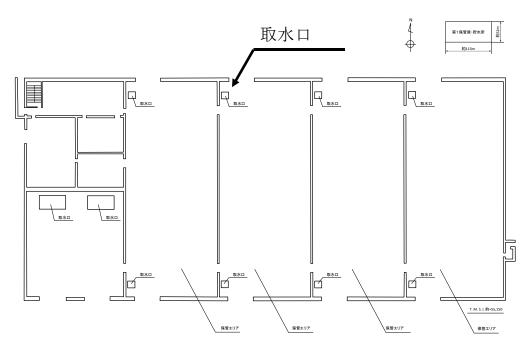
令和2年7月22日 R1

補足説明資料 1-6 (31条)

水を供給するための設備のうち、大型移送ポンプ車と第1貯水槽 又は第2貯水槽の接続(取水)は、保管庫・貯水所建屋内の取水 口に大型移送ポンプ車のポンプを入れることにより、確実に接続 (取水)が可能である。



第1貯水槽又は第2貯水槽からの取水



保管庫・貯水所の地上1階平面図

図1 大型移送ポンプによる取水時の接続図

水を供給するための設備のうち,可搬型建屋外ホースと接続する 設備は、接続方式を統一することにより、確実に接続が可能であ る。

・可搬型建屋外ホースと可搬型建屋外ホースの接続(300Aと300A)



建屋外ホース接続箇所 (300A)



建屋外ホース接続 (300A)

・大型移送ポンプ車と可搬型建屋外ホースの接続(300A)



大型移送ポンプ車



大型移送ポンプ車吐出部 可搬型建屋外ホース接続箇所 (300A)



可搬型建屋外ホース接続 (300A)

・可搬型建屋外ホースと接続金具の接続(300A)



二口分岐 (300A×300A×2口)



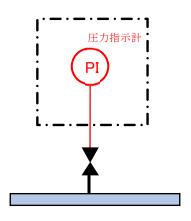
二口分岐接続 (300A×300A×2口)

図2 可搬型建屋外ホース等の接続図

補 1-6-2

可搬型放水砲圧力の計測

可搬型放水砲圧力計



可搬型建屋外ホース

図3 可搬型放水砲圧力計の接続図

• 可搬型第1貯水槽給水流量の計測

可搬型第1貯水槽給水流量計

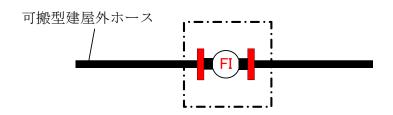


図4 可搬型第1貯水槽給水流量計の接続図

・第1貯水槽及び第2貯水槽の水位計測(ロープ式)

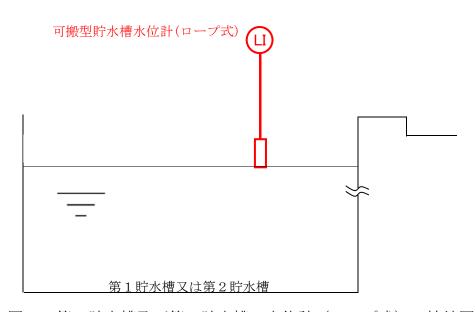


図5 第1貯水槽及び第2貯水槽の水位計(ロープ式)の接続図

・第1貯水槽及び第2貯水槽の水位計測(電波式)

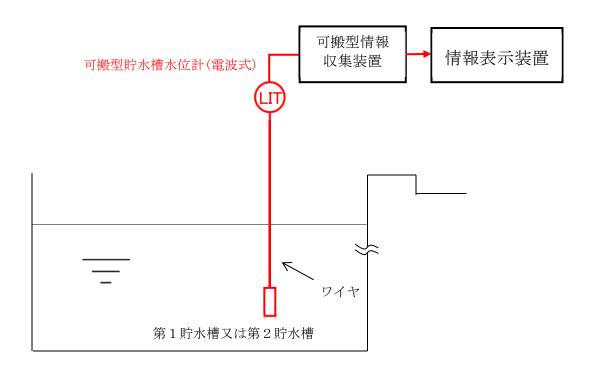
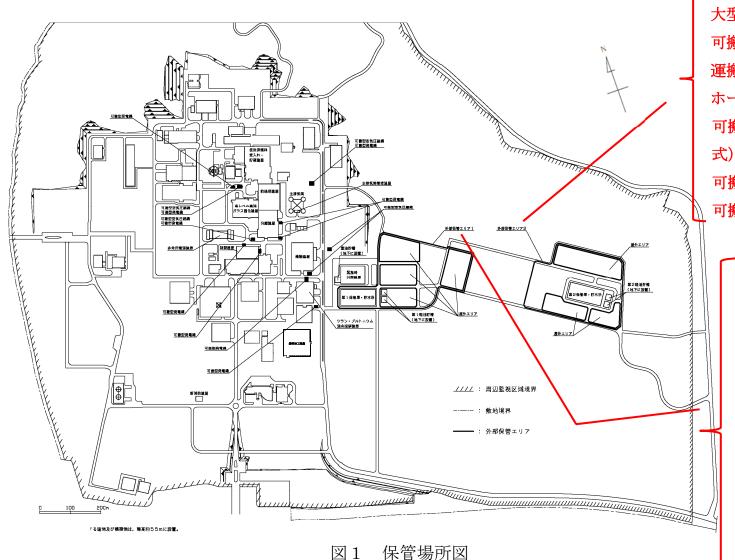


図6 可搬型貯水槽水位計(電波式)の接続図

補足説明資料 1-7 (31条)



【外部保管エリア2】

第2貯水槽

大型移送ポンプ車

可搬型建屋外ホース

運搬車

ホース展張車

可搬型貯水槽水位計(ロープ

可搬型貯水槽水位計 (電波式)

可搬型第1貯水槽給水流量計

【外部保管エリア1】

第1貯水槽

大型移送ポンプ車

可搬型建屋外ホース

運搬車

ホース展張車

可搬型貯水槽水位計(口

ープ式)

可搬型貯水槽水位計(電

波式)

可搬型第1貯水槽給水流 量計

補足説明資料 1-9 (31条)

1. その他設備

1. 1 二又川取水場所B,淡水取水設備貯水池及び敷地内西側貯水 池を利用した水の供給設備の整備

重大事故等への対処に必要となる水を供給するため自主対策設備と して、二又川取水場所B、淡水取水設備貯水池及び敷地内西側貯水池 を利用した水の供給設備を整備する。

淡水取水設備貯水池及び敷地内西側貯水池は、地震発生時に補給に 必要な水量が確保できない可能性があることから、自主対策設備とし て位置づける。なお、本対処は、重大事故等対処設備を用いた対処に 係る要員及び時間に加えて、本<u>対処</u>を実施するための要員及び時間を 確保可能な場合に着手することとしているため、重大事故等対処設備 を用いた対処に悪影響を及ぼすことはない。

- 二又川取水場所B,淡水取水設備貯水池及び敷地内西側貯水池を利用した水の供給設備を図1に示す。
- 二又川取水場所B,淡水取水設備貯水池及び敷地内西側貯水池が健全な場合に、大型移送ポンプ車を使用して二又川取水場所B,淡水取水設備貯水池及び敷地内西側貯水池から第1貯水槽へ水が補給できる。

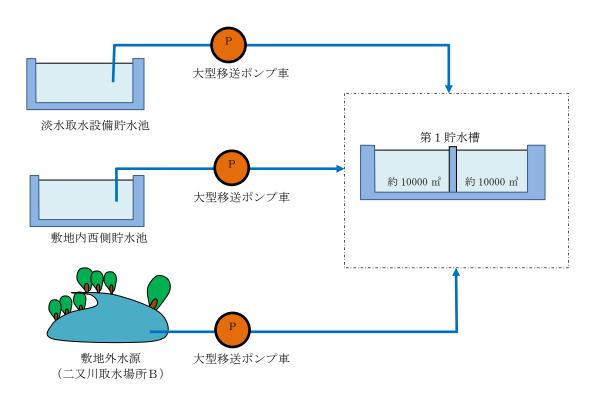


図1 二又川取水場所B,淡水取水設備貯水池及び敷地内西側 貯水池から第1貯水槽への水の補給概要図

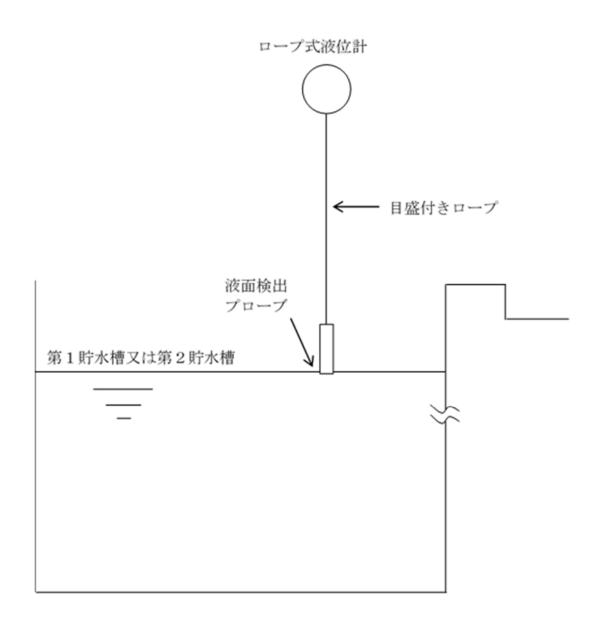
補足説明資料 1-11(31条)

重大事故等対処に用いる計測機器系の測定原理

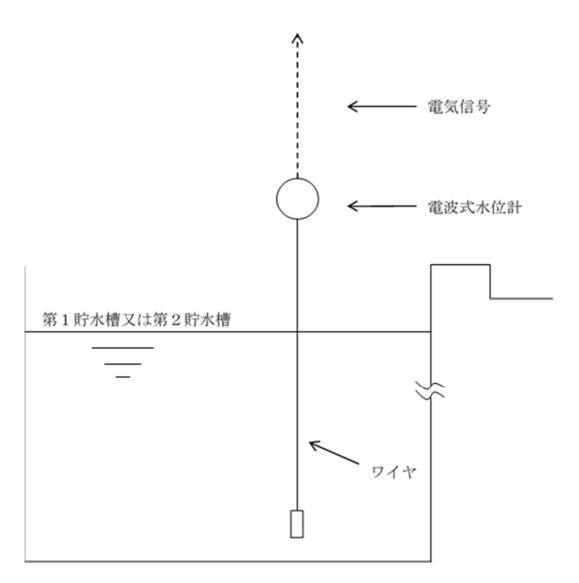
表1 重大事故等への対処に必要となる水の供給に必要なパラメータ

分類	重要監視パラメータ	計測範囲	重時に るって まおる こって のの 囲	計測方式	把握能力 (計測範囲の考え方)	可搬型重 大对处设備 個数**1	常大等設事対備数	テス ター 数 *1	中監室の送	再理設中制室の送処施の央御へ伝	緊時策へ伝急対所の送	計導配と接	温度計 ガイと 管と 接続
①貯水槽の水位	貯水槽水位※5	$0\sim 10\mathrm{m}$	0~ 6750mm	ロープ式	貯水槽の水位を監視するため、重大事範囲を 想定される変動範囲を 監視可能とする。 〔携行型〕	8	_	_	× * 2	× * 2	×* ²	_	_
		$300 \sim 7500$ mm		電波式	貯水槽の水位を監視するため、重大事範囲に 想定される変動範囲 監視可能とする。 [パラメータ伝送型]	12	-	-	× ** 4	0	0	_	-
2第1貯水槽	第 1 貯水槽給水流量※5	$0 \sim 1800 \mathrm{m}^3 / \mathrm{h}$	$0\sim$ $900\mathrm{m}^3/\mathrm{h}$	電磁式	大型移送ポンプ車から 吐出流量を監視するため, 重大事故に想定される変動範囲を監視可能とする。	30	_	-	× * 3	× * 3	× * 3	1	-

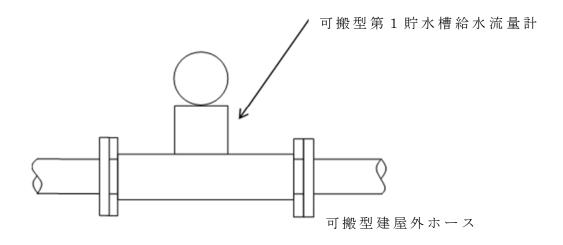
- ※1 故障時バックアップ及び待機除外時バックアップを含む
- ※2携行型の計器による確認のため伝送しない。伝送はパラメータ伝送型の計器により行う
- ※3 設備の健全性確認時のみに計測するパラメータであり、継続監視しないため伝送しない
- ※4 貯水槽水位の監視は、再処理施設の中央監視室にて継続監視するため、中央監視室への伝送はしない。
- ※5「再処理施設」と共用する設備



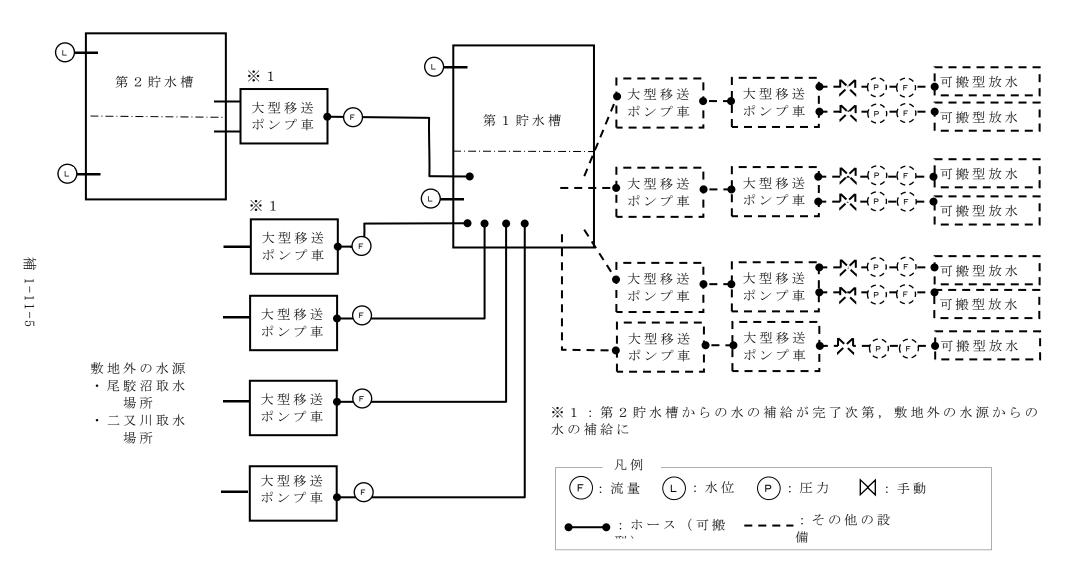
第1図 可搬型貯水槽水位計(ロープ式)の計測概要図



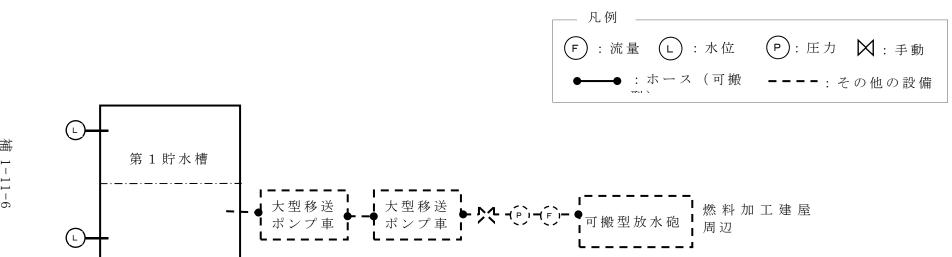
第1図 可搬型貯水槽水位計 (電波式) の計測概要図



第3図 可搬型第1貯水槽給水流量計の計測概要図 (流量計)



第4図 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備の系統概要図(その1) (大気中への放射性物質の拡散抑制への対処及び第1貯水槽へ水を補給の対処)



第5図 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備の系統概要図(その2) (航空機衝突による航空機燃料火災への対処)